

第 1 回京都市客引き行為等対策審議会 次第

日時 平成 27 年 5 月 1 日 (金)
午後 2 時から午後 4 時まで
場所 職員会館かもがわ 2 階 大会議室

1 開会

2 門川市長挨拶

3 開催趣旨の説明 資料 1

4 委員紹介 資料 2

5 会長指名

6 議題

(1) 「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」の概要について

資料 3～資料 5

(2) 客引き行為等対策の検討の経過及び運用状況について 資料 6～資料 7

(3) 他の政令指定都市・特別区での条例の制定及び運用状況について

資料 8

(4) その他

7 寺井文化市民局長挨拶

8 閉会

京都市客引き行為等対策審議会について

1 当審議会の設置の趣旨

現在、木屋町・河原町地域をはじめとした本市の繁華街において、居酒屋、カラオケ店その他飲食店による客引き行為等が目につく状況にあり、場合によっては、市民や観光客の方が不快な思いをなされている。

こうした客引き行為等に対し早急な対策が必要であるとして、安心かつ安全なまちづくりの推進、国際文化観光都市・京都にふさわしいおもてなしを尊重する気運の醸成、悠久の歴史の中で培われてきた本市の都市格の維持及び向上に資するため、平成27年4月1日から「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」を施行した。

この条例においては、市内全域の道路、公園その他の公共の場所において客引き行為等を行うこと、又は行わせることがないように、事業者の責務を定めるとともに、平成27年9月1日からは、客引き行為等禁止区域（以下「禁止区域」という。）を指定し、禁止区域においては客引き行為等を禁止し、違反者には、指導、勧告、命令、公表（氏名、法人名等）及び5万円以下の過料に処することとしている。

そこで、禁止区域の指定その他条例の施行に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議していただくとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べていただくため、「京都市客引き行為等対策審議会」を設置する。

2 当審議会の位置付け

京都市客引き行為等の禁止等に関する条例第14条の規定に基づき設置する、地方自治法上の附属機関である。

3 今後のスケジュール

平成27年6月上旬

第2回審議会

【諮問】

京都市長から禁止区域の指定について、審議会に対して諮問する。



平成27年6月下旬

第3回審議会

【答申】

審議会から禁止区域の指定について、答申をいただく。



平成 27 年 7 月上旬 禁止区域の指定に関する告示



平成 27 年 9 月 1 日 禁止区域の指定の開始
条例に基づく「指導」、「勧告」、「命令」、「公表」、
「過料徴収」の開始

京都市客引き行為等対策審議会 委員名簿

(五十音順・敬称略)

役 職 等	氏 名
市民公募委員	うえだ いさむ 上田 勇
一級建築士事務所スーク創生事務所代表	おおしま さちこ 大島 祥子
摂南大学経済学部教授	ごとう かずこ 後藤 和子
同志社大学法学部長	さいき あきひろ 佐伯 彰洋
市民公募委員	たにだ てるえ 谷田 輝恵
弁護士（京都はるか法律事務所）	つじ たかし 辻 孝司

京都市客引き行為等の禁止等に関する条例

目次

第1章 総則（第1条～第7条）

第2章 客引き行為等の禁止（第8条～第13条）

第3章 客引き行為等対策審議会（第14条～第16条）

第4章 雑則（第17条～第19条）

第5章 罰則（第20条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、公共の場所における安心かつ安全な通行を確保するため、客引き行為等の禁止その他客引き行為等を行わせないようにするための取組（以下「客引き行為等の禁止等」という。）に関し必要な事項を定めることにより、市民及び観光旅行者その他の滞在者（以下「市民等」という。）にとって安心かつ安全なまちづくりの推進、国際文化観光都市にふさわしいおもてなしを尊重する気運の醸成並びに悠久の歴史の中で培われてきた本市の都市格の維持及び向上に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 客引き行為等 道路、公園その他の公共の場所において行われる次に掲げる行為をいう。

ア 客引き行為（不特定の者の中から相手方を特定して、客となるように誘う行為をいう。以下同じ。）

イ 客待ち行為（客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つことをいう。）

ウ 勧誘行為（役務に従事するよう特定の者を勧誘することをいう。以下同じ。）

エ 勧誘待ち行為（勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つことをいう。）

(2) 商店会等 本市の区域内において活動する団体のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 商店街振興組合

イ 事業者が組織する団体のうち、商店街の振興を目的として活動するもの

ウ 事業者が組織する団体のうち、客引き行為等によらない商業の振興を目的として活動するもの

(本市の責務)

第3条 本市は、客引き行為等の禁止等に関する次に掲げる施策を実施しなければならない。

- (1) 客引き行為等の禁止等に関する事業者及び市民等の意識の啓発
- (2) 商店会等と連携して行う、客引き行為等によらず商業を振興するための環境の整備
- (3) 客引き行為等の禁止等に関する商店会等又は自治組織（自治会、町内会その他の地域住民の組織する団体をいう。以下同じ。）の自主的な活動に対する支援
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

2 本市は、前項の施策を推進するため必要があると認めるときは、京都府その他の関係機関又は関係団体と連携するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、客引き行為等を行い、又は行わせることがないよう努めなければならない。

2 事業者は、客引き行為等の禁止等に関する本市の施策に協力するものとする。

3 事業者は、その事業活動を行う地域において、第1項の規定による責務のほか、客の勧誘方法について自主的な規制を求める事業者（地域住民を含む。）相互の間の取決め又は商慣習がある場合においては、これらを尊重するよう努めなければならない。

(商店会等の責務)

第5条 商店会等は、その商店会等が活動する区域において客引き行為等が行われることのない状況を実現するため、市民等が快適に飲食、買物等ができる環境の確保に努めなければならない。

2 客引き行為等禁止区域（第8条第1項に規定する客引き行為等禁止区域をいう。次条において同じ。）を活動の範囲に含む商店会等は、巡回、啓発その他の客引き行為等を行わせないための取組を自主的に推進するものとする。

(自治組織の役割)

第6条 客引き行為等禁止区域を活動の範囲に含む自治組織は、客引き行為等が行われることのないまちづくりの推進に積極的な役割を果たすものとする。

(市民等の協力)

第7条 市民等は、客引き行為等の禁止等に関する本市の施策に協力するものとする。

第2章 客引き行為等の禁止

(客引き行為等禁止区域の指定)

第8条 市長は、市民等の安心かつ安全な通行を確保するために客引き行為等を禁止する必要があると認められる区域を客引き行為等禁止区域として指定することができる。

2 市長は、客引き行為等禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ、第14条に規定する審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、客引き行為等禁止区域を指定したときは、これを告示するとともに、当該客引き行為等禁止区域内の見やすい場所に、別に定めるところにより標識の設置又は標示をしなければならない。

4 客引き行為等禁止区域の指定は、前項の規定による告示によりその効力を生じる。

(客引き行為等禁止区域における客引き行為等の禁止)

第9条 何人も、客引き行為等禁止区域において客引き行為等を行い、又は行わせてはならない。

(指導及び勧告)

第10条 市長は、客引き行為等禁止区域において客引き行為等を行い、又は行わせた者に対し、その行為をしてはならない旨を指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導を受けた者が客引き行為等禁止区域において当該指導に係る行為をしたときは、その者に対し、その行為をしてはならない旨を勧告することができる。

(命令)

第11条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に係る行為をしてはならない旨を命じることができる。

(公表)

第12条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が当該命令を受けた日から別に定める期間を経過した日（第20条において「経過日」という。）以後に当該命令に違反したときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 命令を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 命令を受けた者が客引き行為等を行わせた者であり、かつ、当該行為に係る店舗を

営んでいる場合にあっては、その店舗の名称及び所在地

(3) 命令の内容

(4) その他市長が必要と認める事項

(関係警察署長に対する協力依頼)

第13条 市長は、第10条第2項の規定による勧告又は第11条の規定による命令を行おうとするときは、その必要の限度において、関係警察署長に対し、情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

第3章 客引き行為等対策審議会

(審議会)

第14条 客引き行為等禁止区域の指定その他この条例の施行に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市客引き行為等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の組織)

第15条 審議会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第16条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

第4章 雑則

(報告の徴収)

第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、客引き行為等を行い、又は行わせた者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入調査等)

第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、客引き行為等を行い、若しくは行わせている者の事務所、営業所その他の場所に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと

解釈してはならない。

(委任)

第 19 条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第 5 章 罰則

(過料)

第 20 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000 円以下の過料に処する。

- (1) 経過日以後に第 11 条の規定による命令に違反した者
- (2) 第 17 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第 18 条第 1 項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条から第 13 条まで、第 17 条、第 18 条及び第 5 章の規定は、同年 9 月 1 日から施行する。

京都市客引き行為等の禁止等に関する条例施行規則

(用語)

第1条 この規則において使用する用語は、京都市客引き行為等の禁止等に関する条例(以下「条例」という。)において使用する用語の例による。

(客引き行為等対策指導員)

第2条 啓発活動その他の客引き行為等の禁止その他客引き行為等を行わせないようにするための取組に関する事務を行わせるため、客引き行為等対策指導員(以下「指導員」という。)を置く。

2 指導員は、市長が任命する。

3 指導員は、第1項の事務を行うときは、客引き行為等対策指導員証(別記様式)を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(審議会の会長及び副会長)

第3条 京都市客引き行為等対策審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(審議会の招集及び議事)

第4条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの審議会は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(審議会の庶務)

第5条 審議会の庶務は、文化市民局において行う。

(審議会に関する補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、文化市民局長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

		第	号
客引き行為等対策指導員証			
写真	所 属		
	氏 名		
		年	月 日生
上記の者は、京都市客引き行為等の禁止等に関する条例施行規則第2条第1項に規定する客引き行為等対策指導員であることを証明します。			
年 月 日			
		京都市長	印

京都市客引き行為等の禁止等に関する条例の制定について

1 条例制定の趣旨

公共の場所における安心かつ安全な通行を確保するため、客引き行為等の禁止等に関し必要な事項を定めることにより、市民及び観光旅行者その他の滞在者（以下「市民等」という。）にとって安心かつ安全なまちづくりの推進、国際文化観光都市にふさわしいおもてなしを尊重する気運の醸成並びに悠久の歴史の中で培われてきた本市の都市格の維持及び向上に資するため、この条例を制定しようとするものである。

2 条例の概要

(1) 定義（第2条）

ア 客引き行為等とは、道路、公園その他の公共の場所において行われる次に掲げる行為をいう。

① 客引き行為（不特定の者の中から相手方を特定して、客となるように誘う行為をいう。以下同じ。）

② 客待ち行為（客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つことをいう。）

③ 勧誘行為（役務に従事するよう特定の者を勧誘することをいう。以下同じ。）

④ 勧誘待ち行為（勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つことをいう。）

イ 商店会等とは、本市の区域内において活動する団体のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

① 商店街振興組合

② 事業者が組織する団体のうち、商店街の振興を目的として活動するもの

③ 事業者が組織する団体のうち、客引き行為等によらない商業の振興を目的として活動するもの

(2) 本市の責務（第3条）

ア 客引き行為等の禁止等に関する次に掲げる施策を実施する。

① 客引き行為等の禁止等に関する事業者及び市民等の意識の啓発

② 商店会等と連携して行う、客引き行為等によらず商業を振興するための環境の整備

③ 客引き行為等の禁止等に関する商店会等又は自治組織（自治会、町内会その他の地域住民の組織する団体をいう。以下同じ。）の自主的な活動に対する支援

④ ①から③までに掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

イ アの施策を推進するために必要があると認めるときは、京都府その他の関係機関又は関係団体と連携するよう努める。

(3) 事業者の責務（第4条）

ア 客引き行為等を行い、又は行わせることがないよう努める。

イ 客引き行為等の禁止等に関する本市の施策に協力するものとする。

ウ その事業活動を行う地域において、アの責務のほか、客の勧誘方法について自主的な規制を求める事業者（地域住民を含む。）相互の間の取決め又は商慣習がある場合においては、これらを尊重するよう努める。

(4) 商店会等の責務（第5条）

ア 商店会等が活動する区域において客引き行為等が行われることのない状況を実現するため、市民等が快適に飲食、買物等を行うことができる環境の確保に努める。

イ 客引き行為等禁止区域を活動の範囲に含む商店会等は、巡回、啓発その他の客引き行為

等を行わせないための取組を自主的に推進するものとする。

(5) 自治組織の役割（第 6 条）

客引き行為等禁止区域を活動の範囲に含む自治組織は、客引き行為等が行われることのないまちづくりの推進に積極的な役割を果たすものとする。

(6) 市民等の協力（第 7 条）

客引き行為等の禁止等に関する本市の施策に協力するものとする。

(7) 客引き行為等禁止区域の指定（第 8 条）

ア 市長は、市民等の安心かつ安全な通行を確保するために客引き行為等を禁止する必要があると認められる区域を客引き行為等禁止区域として指定することができる。

イ 市長は、客引き行為等禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ、(13)の審議会の意見を聴かなければならない。

ウ 市長は、客引き行為等禁止区域を指定したときは、これを告示するとともに、当該客引き行為等禁止区域内の見やすい場所に、標識の設置又は標示をしなければならない。

エ 客引き行為等禁止区域の指定は、ウの告示によりその効力を生じる。

(8) 客引き行為等禁止区域における客引き行為等の禁止（第 9 条）

何人も、客引き行為等禁止区域において客引き行為等を行い、又は行わせてはならない。

(9) 指導及び勧告（第 10 条）

ア 市長は、客引き行為等禁止区域において客引き行為等を行い、又は行わせた者に対し、その行為をしてはならない旨を指導することができる。

イ 市長は、アの指導を受けた者が客引き行為等禁止区域において当該指導に係る行為をしたときは、その者に対し、その行為をしてはならない旨を勧告することができる。

(10) 命令（第 11 条）

市長は、(9)イの勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に係る行為をしてはならない旨を命じることができる。

(11) 公表（第 12 条）

市長は、(10)の命令を受けた者が当該命令を受けた日から別に定める期間を経過した日（(15)アにおいて「経過日」という。）以後に当該命令に違反したときは、命令を受けた者の氏名及び住所、命令の内容その他の必要な事項を公表することができる。

(12) 関係警察署長に対する協力依頼（第 13 条）

市長は、(9)イの勧告又は(10)の命令を行おうとするときは、その必要の限度において、関係警察署長に対し、情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

(13) 審議会（第 14 条から第 16 条まで）

ア 客引き行為等禁止区域の指定その他この条例の施行に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市客引き行為等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

イ 審議会は、委員 8 人以内をもって組織する。

ウ 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

エ 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

オ 委員は、再任されることができる。

(14) 報告の徴収、立入調査等（第 17 条及び第 18 条）

ア 市長は、この条例の施行に必要な限度において、客引き行為等を行い、又は行わせた者に対し、必要な報告を求めることができる。

イ 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、客引き行為等

を行い、若しくは行わせている者の事務所、営業所その他の場所に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

(15) 罰則（第 20 条）

次のいずれかに該当する者は、50,000 円以下の過料に処する。

ア 経過日以後に(10)の命令に違反した者

イ (14)アの報告をせず、又は虚偽の報告をした者

ウ (14)イの立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

3 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日

ただし、第 9 条から第 13 条まで、第 17 条、第 18 条及び第 20 条の規定は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

(参考)

1 経過

平成 26 年度中に、客引き行為等の対策に関して、学識経験者や商業者代表の方からの御意見をお聴きするため京都市客引き行為等対策懇談会を、特に客引き行為等が問題となっている区域内の商店街の代表者の方に御意見をお聴きするため商店街連絡会議を開催した。

これらにおける御意見による検討を踏まえ、条例の骨子案を取りまとめた。

(1) 京都市客引き行為等対策懇談会の開催状況

平成 26 年	8 月	1 日	第 1 回懇談会
	9 月	30 日	第 2 回懇談会
	10 月	28 日	第 3 回懇談会
	11 月	21 日	第 4 回懇談会

(2) 商店街連絡会議の開催状況

平成 26 年	9 月	2 日	第 1 回会議
	10 月	6 日	第 2 回会議
	12 月	4 日	第 3 回会議

2 条例骨子案に対する市民意見募集の結果

(1) 募集期間

平成 26 年 12 月 9 日～平成 27 年 1 月 8 日

(2) 応募者数

245 人

(3) 意見総数

445 件

3 客引き行為等に対する規制のイメージ

市内全域（客引き行為等禁止区域を除く）	客引き行為等禁止区域
全ての客引き行為等に関する努力義務 事業者は、客引き行為等を行い、又は行わせることがないように努めなければならない（第4条第1項）	全ての客引き行為等の禁止 何人も、客引き行為等を行い、又は行わせるてはならない（第9条） 指 導 行為をしてはならない旨 勸 告 指導を受けた者が当該指導に係る行為をしたとき、その行為をしてはならない旨 命 令 勧告を受けた者が当該勧告に従わないとき、当該勧告に係る行為をしてはならない旨 公表及び過料 公表： 命令を受けた者が当該命令を受けた日から市長が定める期間を経過した日以後に当該命令に違反したとき。 氏名及び住所、命令の内容など 過料： 命令を受けた者が当該命令を受けた日から市長が定める期間を経過した日以後に命令に違反したとき。 50,000円以下

4 客引き行為等禁止区域の指定

平成27年4月から同年6月頃までに、京都市客引き行為等対策審議会への諮問及びその答申を経て、市長が指定する。

【指定の要件】

- ① 商店会等や自治組織による自主的な巡回又は啓発活動が行われていること
- ② 客引き行為等に関する改善の要望があること
- ※ 不特定かつ多数の者の通行の用に供している私有地を禁止区域に指定するには、当該土地関係者全員の同意を要する。

客引き行為等に該当する行為の考え方について

条例における定義

客引き行為等は、道路、公園その他の公共の場所において行われる次に掲げる行為をいう。

- (1) 客引き行為（不特定の者の中から相手方を特定して、客となるように誘う行為をいう。以下同じ。）
- (2) 客待ち行為（客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つことをいう。）
- (3) 勧誘行為（役務に従事するよう特定の者を勧誘することをいう。以下同じ。）
- (4) 勧誘待ち行為（勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つことをいう。）

構成要件

(1) 共通事項

① 公共の場所において行われていること

(例)道路、不特定かつ多数の者の通行の用に供している私有地

② 相手方を特定して行われていること

(例)相手方を定めてメニューカードを広げる、話をする

(2) 個別事項

ア 客引き行為

③ 客となるように誘うこと

料金を支払って物やサービスの提供を受けるといった経済的取引行為を行うための交渉又は経済的取引行為を行う場所への案内などの誘引行為

(例)飲食店の客となるよう誘う、美容室等の店舗へ連れていく

※ 署名や募金といった社会的活動は、経済的取引行為ではないため、客となるように誘う行為には該当しない。

イ 客待ち行為

④ 客引き行為をする目的で待つ行為であること

(例)通行人に対しメニュー等を示せる状態で、客引き行為の対象となる相手方を探し回る

ウ 勧誘行為

⑤ 役務に従事するよう勧誘すること

業種を問わず、対価の発生する役務に従事するよう誘う行為

(例)芸能スカウト、ホステスへのスカウト

エ 勧誘待ち行為

⑥ 勧誘行為をする目的で待つ行為であること

(例)勧誘行為の対象となる相手方を探し回る

具体事例

資料 4

	該当する	該当しない
①公共の場所において行われている	○不特定かつ多数の者が通行する路地	○店舗敷地内の入口
②相手方を特定している	○通行人の中から、相手方を特定して接近し、購入を勧める。	○通行人に向かって、相手方を特定することなく、広く呼び掛ける。
③客となるように誘う	○通行人の中から、相手方を特定して接近し、「エステのモニターになりませんか。無料です。お店へ来てくだされば説明します。」と勧め、店に連れて来た相手方に対し、エステ自体は無料だが、提携会社の化粧品の使用や、オプションとして別のエステメニューをするように勧める。 ○通行人の中から、相手方を特定して接近し、「美容に関する調査をしています。御協力ください。」と声を掛け、アンケートに記入してもらった後、「ところで、この近くでお店をしています。これからお時間があればいかがですか。」と誘う。	○通行人の中から、相手方を特定して接近し、「貧困地域の子どもたちへの支援のための募金活動を行っています。募金をよろしく願います。」などと声を掛ける。
④客引き行為等をする目的で待つ	○通行人に対し、次々と「どうぞ。」と言いながら割引チケットの付いたチラシを配布していたところ、お店に行くか迷っている様子の人がいたため、「お店まで御案内しますよ。ぜひ来てくださいよ。」と声を掛ける。 ○上記③の行為を行うために、その相手方となる者を探す。	○通行人の中から、相手方を特定して接近し、「観光に関する意識調査をしています。御協力ください。」と声を掛け、アンケートに記入してもらった後、「ありがとうございます。」と言って終了する。
⑤役務に従事するよう勧誘する	○通行人に対し、次々と「どうぞ。」と言いながら割引チケットの付いたチラシを配布していたところ、お店に行くか迷っている様子の人がいたため、「お店まで御案内しますよ。ぜひ来てくださいよ。」と声を掛ける。 ○上記③の行為を行うために、その相手方となる者を探す。	○通行人に対し、次々と「どうぞ。」「割引券です。」と言いながら、割引チケットの付いたチラシの配布のみを行う。
⑥勧誘行為をする目的で待つ	○上記⑤の行為を行うために、その相手方となる者を探す。	○ファッション雑誌の関係者が、通行人の中から相手方を特定し、「雑誌のファッションスナップをしています。素敵に着こなしなので写真を撮らせてもらっていいですか。」などと声を掛ける（対価は発生しない。）。

関係法令による規制について

客引き行為等は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営法」という。)や京都府迷惑行為防止条例(以下「迷防条例」という。)においても一定規制されている。市条例が規制する部分と風営法や迷防条例の規制が重なる部分がある。

1 風営法

(1) 風俗営業

(禁止行為)

第22条 風俗営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 1 当該営業に関し客引きをすること。
- 2 当該営業に関し客引きをするため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとうこと。

※ 風俗営業・・・キャバレー、ラウンジ、ホストクラブ、ナイトクラブ、ダンスホール、
低照度営業の喫茶店・バー、小区画営業の喫茶店・バー、ぱちんこ屋、ゲームセンター

(2) 店舗型性風俗特殊営業

(店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等)

第28条12項 店舗型性風俗特殊営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 1 当該営業に関し客引きをすること。
- 2 当該営業に関し客引きをするため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとうこと。

※ 店舗型性風俗特殊営業・・・ソープランド、ファッションヘルス、ストリップ劇場、
ラブホテル、アダルトショップ

2 迷防条例

第5条(不当な客引き行為等の禁止)

何人も、公衆の目に触れるような場所において、不特定の者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- 1 人の性的好奇心をそそる見せ物若しくは物品、人の性的好奇心に応じて人に接触する役務又はこれを仮装したものの観覧、販売又提供について客引きをし、又は人に呼び掛け、若しくはビラその他文書図画を配布し、若しくは提示して客を誘引すること。
- 2 異性による接待をして酒類を伴う飲食をさせる役務又はこれを仮装したものの提供について、客引きをすること。
- 3 人の身体又は衣服をとらえ、所持品を取り上げ、進路に立ちふさがり、つきまとう等執ような方法で客引きをすること。
- 4 人の性的好奇心に応じて人に接触する役務に従事するよう勧誘すること。
- 5 異性に対する接待をして酒類を伴う飲食をさせる役務に従事するように第3号に規定する方法で勧誘すること。

3 風俗営業等に対する規制

(1) 客引き行為

営業種別	風 営 法	迷 防 条 例	市 条 例
風俗営業	禁止・罰則 (6月以下の懲役又は 100万円以下の罰 金)	禁止・罰則 (50万円以下の罰金 又は拘留若しくは科 料)	禁止区域においては 指導, 勧告, 命令, 公表, 過料 の対象
店舗型性風俗 特殊営業			

(2) 勧誘行為

営業種別	方法	風 営 法	迷 防 条 例	市 条 例
風俗営業	人の身体又は 衣服をとらえ, 所持品を取り 上げ, 進路に 立ちふさがり, つきまとう等執 <u>ような方法によ</u> <u>るもの</u>	対象外	禁止・罰則 (50万円以下の 罰金又は拘留若 しくは科料)	禁止区域において は 指導, 勧告, 命令, 公表, 過料 の対象
	<u>執ような方法</u> <u>によらないもの</u>		対象外	
店舗型性風俗 特殊営業		対象外	禁止・罰則 (50万円以下の 罰金又は拘留若 しくは科料)	

(3) 客待ち行為, 勧誘待ち行為

営業種別	風 営 法	迷 防 条 例	市 条 例
風俗営業	対象外	対象外	禁止区域においては 指導, 勧告, 命令, 公表, 過料 の対象
店舗型性風俗 特殊営業			

4 風俗営業等以外の営業種別に対する規制

区 分		迷 防 条 例	市 条 例
客 引 き 行 為	人の身体又は衣服をとらえ, 所持品を取り上げ, 進路に立ちふさがり, つきまとう等 <u>執</u> <u>ような方法によるもの</u>	禁止・罰則 (50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料)	禁止区域においては指導, 勧告, 命令, 公表, 過料の対象
勧 誘 行 為			
客 引 き 行 為	<u>執</u> ような方法によらないもの	対象外	
勧 誘 行 為			
客 待 ち 行 為			
勧 誘 待 ち 行 為			

客引き行為等対策の検討の経過及び運用状況について

1 京都市長に対する要望

平成25年7月10日、京都市長に対し、地元商店街振興組合、自治連合会等の連名による要望書が提出された。

【要望書の要旨】

来街者からの「不快」との声、商店街の店舗からの「営業妨害」との苦情もあり、「観光都市京都」のイメージダウンに繋がるものと危惧している。

客引き・キャッチ行為の徹底的な取締りを可能とするよう、「歩道上での客引き・キャッチなど営業行為に対する規制の条例化」を要望する。

(連名団体)

河原町商店街振興組合、四条繁栄会商店街振興組合、河原町蛸薬師商店街振興組合、祇園商店街振興組合、三条小橋商店街振興組合、三条名店街商店街振興組合
立誠自治連合会

2 客引き行為等対策に関する御意見の聴取

1の要望を受け、本市における客引き行為等の対策を進めるため、多方面から御意見をお聴きした。

(1) 京都市客引き行為等対策懇談会

ア 開催の経過

客引き行為等対策について、学識経験者や商業者代表の方に専門的な見地から御意見をいただくため、平成26年度に4回（平成26年8月1日、9月30日、10月28日及び11月21日）にわたり開催した。

イ 委員（敬称略・○は会長・役職は平成26年当時）

氏 名	職 名
毛 利 透	京都大学大学院法学研究科教授（憲法）
○ 佐 伯 彰 洋	同志社大学法学部教授（行政法）
田 中 道 雄	大阪学院大学商学部教授（商業）
宇治田 脩 孟	京都商店連盟副会長（商業者代表）

※ オブザーバー 京都府警察本部生活安全部生活安全対策課長

(2) 商店街連絡会議

ア 開催の経過

特に客引き行為等の数が多い区域内の商店街の代表者に御意見をいただくため、平成 26 年度に 3 回（平成 26 年 9 月 2 日、10 月 6 日及び 12 月 4 日）開催した。

イ 参加者の所属する商店会等

河原町商店街振興組合、四条繁栄会商店街振興組合、三条小橋商店街振興組合、
三条名店街商店街振興組合、木屋町共栄会及び河原町蛸薬師商店街振興組合

(3) 市政総合アンケート

ア 実施の概要

「繁華街における飲食店等による客引き行為」をテーマとして、3,000 人の京都市内にお住まいの満 20 歳以上の方を住民基本台帳から無作為に抽出し、郵送した回答用紙に記入していただく方法により、平成 26 年 8 月 1 日から同月 15 日まで実施した。

イ 回収状況

回収数 1,221（回収率 40.7%）

うち有効回答数 1,221（有効回収率 40.7%）

(4) 主な御意見

ア 「客引き行為」についてのイメージ

市政総合アンケート

市内の繁華街において客引き行為があることで、次の①～⑤のように思うか。
（「とても思う」又は「少し思う」の割合。複数回答あり）

① いきなり声を掛けられるため、不快な気分になる	81.1%
② 安心して街を歩きにくい	76.2%
③ 国際文化観光都市・京都のイメージを損なう	86.1%
④ 京都の風情やおもてなしの文化に似つかわしくない	85.7%
⑤ 断りきれず、意に反してお店に入ってしまうおそれがある	30.8%

イ 規制の対象

懇談会・商店街

- ・ 全ての業種による、「客引き行為」、「客待ち行為」、「勧誘行為」、「勧誘待ち行為」を規制の対象とするべきである。
- ・ 客引き行為等をし、又はさせている「行為者」、「店舗」、「事業者」の全てを規制の対象とするべきである。
- ・ 客引き行為等の規制は、相手方の拒絶の意思の有無に関わらず、行うべきである。

懇談会

- ・ 呼び込み行為やティッシュ・チラシの配布中に、通行人から内容を尋ねられ、その場でメニューの案内のみを行ったり、店舗の場所を尋ねられ、店舗まで同行したりする場合は、聞かれたことに対し答えているだけであるので客引き行為には当たらない。
- ・ 一方で、チラシを受け取った相手に「興味おありですか」と声を掛ける場合は客引き行為に当たる。
- ・ 「不特定の者の中から相手方を特定」とは、人通りが途絶えて一人（一組）が歩いている状態であっても相手方を特定したといえる。
- ・ 客引き行為者が通行人を店まで案内していく状況のみを目撃した場合、通行人から案内を依頼している状況であることも考えられることから、これだけでは指導はできない。

ウ 規制の範囲

懇談会

- ・ 市街地は重点的に規制をするべきだが、それ以外の区域には観光地も含まれ、観光客への声掛けがまちの賑わいとなっている場合もあることから、重点的に行う区域のみ規制をしたり、規制を２段階に分けることも考えられる。

エ 規制の手法

懇談会

- ・ 違反者に対する氏名や事業者名の公表は、効果的な手法として考えられるが、公表の方法については慎重に検討する必要がある。
- ・ 違反者に対する過料の徴収といった罰則の適用については、営業の自由との関係もあることから慎重な考慮が必要で、その対象をできる限り限定的にすることや、罰則に至るまでには、「指導」、「勧告」、「命令」を経るなどの段階を踏むことなどが必要である。

市政総合アンケート

飲食店等による客引き行為に対しては、①人の身体又は衣服をとらえる、②所持品を取り上げる、③進路に立ちふさがる、④つきまとう等の執のようなものを極めて悪質なものととして法令（※）で禁止しているが、それ以外の行為についても、何らかの規制が必要だと思うか。

「とても思う」又は「少し思う」の割合 80.7%

「どちらでもない」の割合 9.5%

「あまり思わない」又は「まったく思わない」の割合 7.5%

※ 風営法及び京都府迷惑行為防止条例

飲食店等による客引き行為をなくすためにどのような取組をしていくべきだと思うか。（複数回答あり）

① 定期的なパトロールによる啓発・指導	60.8%
② 商店街等における放送，立看板等の設置	25.8%
③ 行政等による客引き行為者に対する指導	55.3%
④ 客引き行為者及び客引き行為をさせている事業者の公表	49.3%
⑤ 罰則（一定の金額の過料の徴収）の適用	60.9%

オ 重点的に対策する区域の設定

懇談会

市内全域を同様に規制するのではなく，地域の特性に応じて規制をするべきであるから，重点的に対策する区域を設けることが望ましい。

商店街

重点的に対策する区域を設けることは，賛成である。

カ その他

懇談会

- ・ 商店街や地域によるパトロールなどの自主的な活動を，行政が一緒になって支援し，後押しするようなことは，一つの在り方として望ましい。
- ・ 客引き行為等を規制する一方で，客引き行為等に頼らない営業を行っている店舗が情報発信をできるように，Wi-Fiを整備することや，観光案内所による案内サービス等を実施することにより，観光客が飲食店を探しやすい環境を整備することも必要である。

3 京都市客引き行為等の禁止等に関する条例骨子案に対する市民意見募集

2の御意見を踏まえ，「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」の骨子案を取りまとめ，市民意見募集（パブリック・コメント）を実施した。

(1) 概要

ア 募集期間

平成26年12月9日（火）～平成27年1月8日（木）

イ 御意見数

応募者数：245人，意見総数：445件

ウ 御意見をいただいた方の属性

(7) 居住地（人）

京都市	京都市以外		不明	合計
	京都市に通勤	その他		
1 4 5	1 1	6 8	2 1	2 4 5

(イ) 年齢（人）

20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代～	不明	合計
1 4 8	1 8	3 3	1 6	9	5	1 6	2 4 5

(ウ) 性別（人）

男性	女性	不明	合計
1 6 9	6 1	1 5	2 4 5

エ 御意見の内訳（4 4 5 件）

区 分	意見数
全体について	1 9 4
条例の目的，定義，規制対象等について	9 3
客引き行為等禁止区域の指定について	2 6
指導，勧告及び禁止命令について	8
公表及び罰則について	2 4
報告徴収及び立入調査について	3
施行期日について	7
警察との連携について	8
客引き行為等の現状について	1 2
対策に対する提案及び要望について	6 2
その他	8

(1) 主な御意見の内容

ア 全体について

(ア) 条例の制定に賛成である

- ・ 通行の妨げになり危険である。
- ・ 客引き行為は京都市の風情を損ないイメージダウンにつながる。
- ・ 客引き行為を不快に思っていた。
- ・ 制定するだけでなく，しっかり取締りを。

(イ) 条例の制定に賛成ではない

- ・ 今のところ大きな問題ではないと感じるので，条例は必要ない。
- ・ 職業選択の自由，ひいては営業の自由を侵害する疑いが強い。

(ウ) 問題点について

- ・執ような客引き行為は既に条例で禁止されているので客引き行為全体を禁止しなくてもよいのではないかな。

イ 定義、規制対象等について

- ・客引き行為等にあたるかどうかの線引きがあいまいだ。
- ・呼び込み行為やティッシュ・チラシの配布についても禁止又は制限をしてはどうか。
- ・敷地内から不特定の者に対して話し掛けていても、道幅が狭い場合は実質的に相手が特定される。これは客引きとすべきだ。
- ・先斗町（※）・木屋町間の路地（私有地）の客引きも規制していただきたい。

ウ 客引き行為等禁止区域の指定について

- ・一部の地域のみを規制することで他の地域へのしみ出しが予見されるため、河原町、祇園、木屋町、先斗町、四条大宮、西院など、主要な繁華街を一括で指定すべきだ。
- ・事業者側からすれば、禁止区域は木屋町・河原町に限定し、あまり広い範囲での禁止はするべきではないと考える。
- ・先斗町通・木屋町通は、客引きも呼び込みも禁止する「客引き・呼び込み禁止区域」として指定してほしい。

エ 指導、勧告、禁止命令、公表、過料等について

- ・指導、勧告、命令、公表、過料とペナルティを段階的に重くしている点がよい。
- ・指導、勧告、禁止命令という段階を踏むと抑止力が働かないのでは。
- ・公表や過料によって抑止効果が高まると思う。
- ・罰則を強化してほしい。

オ 施行期日について

- ・できるだけ早く施行してほしい。

カ 提案、要望等について

- ・客引き行為について、場所による規制や、時間規制、許可制を設けてはどうか。
- ・良いサービスの案内を受けられるように、案内所を設置すればよい。
- ・客引きにより顧客を得ているお店や賃金を得ている人への配慮の必要性も感じる。

※ 先斗町まちづくり協議会からの申入書について

平成26年12月24日、先斗町まちづくり協議会から、京都市長に対し、市民意見募集に関する申入書が提出された。

【申入書の要旨】

- ① **先斗町通は幅員が最狭1.4m程と狭く、呼び込み行為の全てが相手を特定しての呼び込み行為になり明らかに客引き行為である。**しかし、相手を特定しての呼び込み行為が実施される場所は各店舗前の私有地内であり、公共の場所での行為ではない為に、現条例案（骨子）では規制の対象とはなっていない。同時に狭い通幅員の為、私有地内からの呼び込み行為が、近隣住戸・店舗への騒音被害を生

じさせている。

つまり、先斗町通に面しての区域では、公共の場所を通行する者に対して、相手特定しての呼び込み・客引き行為（禁止される行為）が行われているにも関わらず、対象者や行為が規制の対象とはならないことに問題点があると認識している。

- ② 条例案（骨子）では、公共の場所での客引き行為のみが規制の対象となるとされている。現条例案（骨子）が施行されるとなると、木屋町通で客引き・呼び込み行為をしていた者が、木屋町通に面した建物前のスペースや先斗町に繋がる路地部分へ移動し、客引き・呼び込み行為を継続することが予想される。さらに、それらの場所では、私有地である為に、客引き・呼び込み行為を規制することはできず、**現条例案では、先斗町区域からすれば、今以上に状況を悪化させる可能性が高いと言える。**

4 「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」の制定

1 から 3 までにおける御意見及び御要望を踏まえ、平成 27 年 2 月市会において、「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例の制定」について提案し、同年 3 月 20 日に全会派一致で可決、同月 27 日に公布した。

5 「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」の運用

平成 27 年 4 月 1 日から「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」（以下「条例」という。）を施行しており、条例の周知・啓発を行っている。

(1) 客引き行為等対策指導員による巡回

平成 27 年 4 月 1 日付けで、非常勤嘱託員として京都府警察OBの 3 名を採用している。

当該指導員は、繁華街において客引き行為等が多い時間帯を中心に巡回を行い、店舗ごとに条例の周知のためのチラシを配布するとともに、客引き行為等を行っている者に対して注意を行っている。

(2) 条例の周知・啓発

ア 啓発パトロールの実施

平成 27 年 4 月 24 日の夜間に、「地域との協働による客引き行為等防止啓発パトロール」として、立誠まちづくり委員会（立誠自治連合会）、地元商店街、京都市長、中京区長、京都府中京警察署長が参加する合同のパトロールを実施した。

イ 近隣府県の大学に対する周知依頼

京都府、大阪府（一部）、滋賀県及び奈良県内の各大学に対し、学生が客引き行為等に関するアルバイトを行うことのないことなど条例を周知していただくよう依頼を送付した。

客引き行為者数調査概要

1 調査目的 客引き行為対策を検討するため、客引き行為者数を計測し、客引き行為の現状を把握する。

2 調査方法 調査員3名によるエリア巡回目視による確認

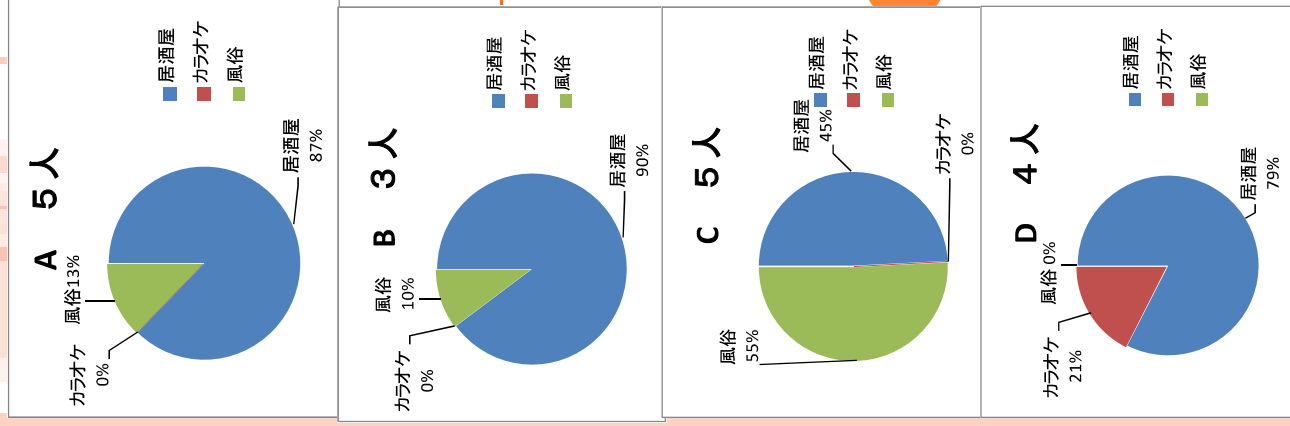
3 調査日時 平成26年6, 8, 12月中の平日、土曜日
午後7, 8, 9, 10時の各30分以内で実施
3月各2日 計6日 総計24回調査

4 調査結果 別紙のとおり

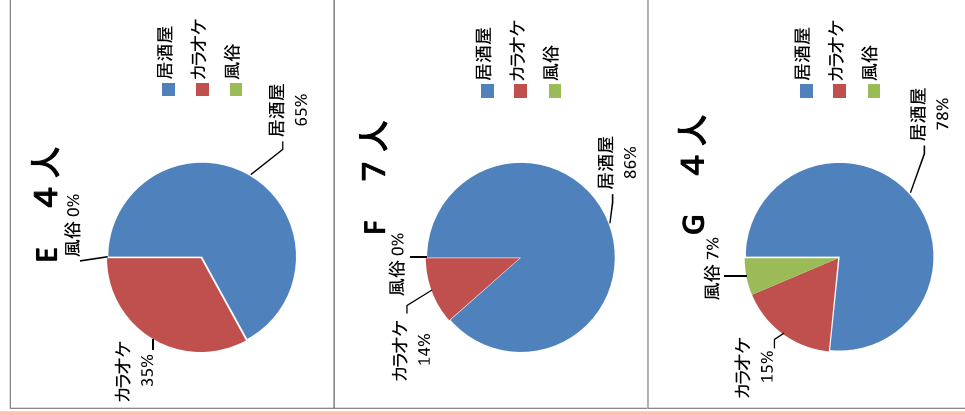
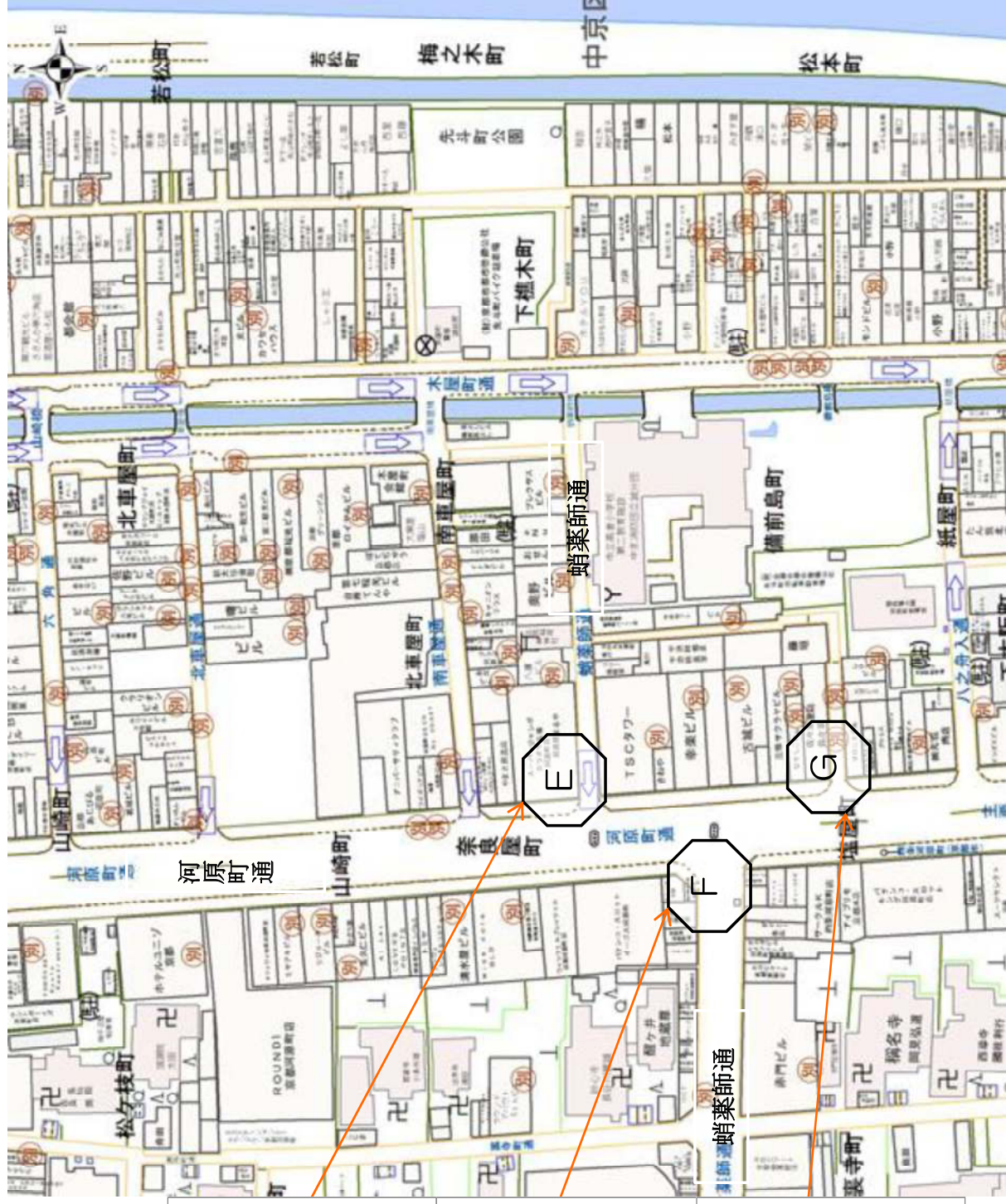
* 調査地点の行為者数は目視1回当たりで現認した平均の行為者数



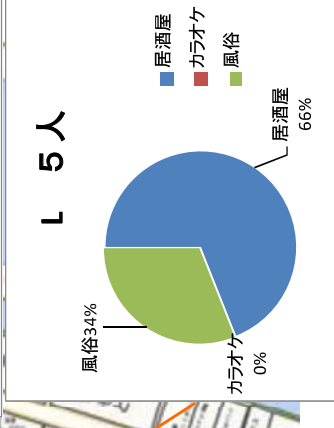
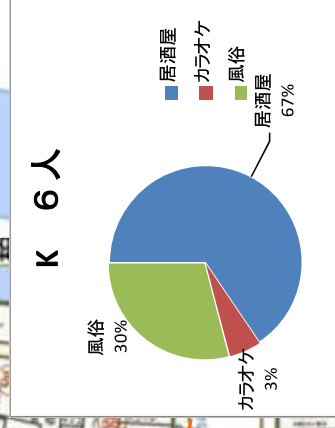
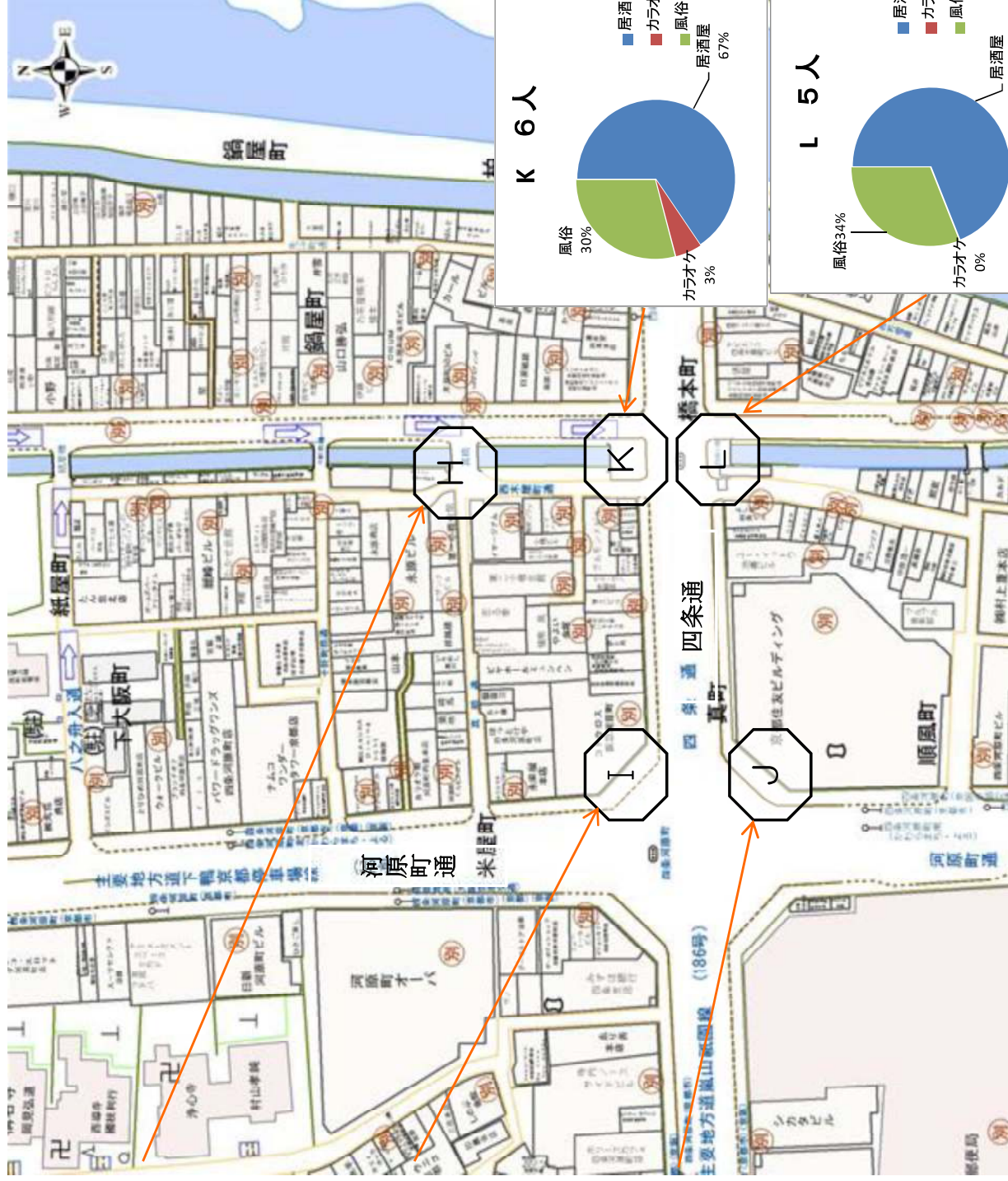
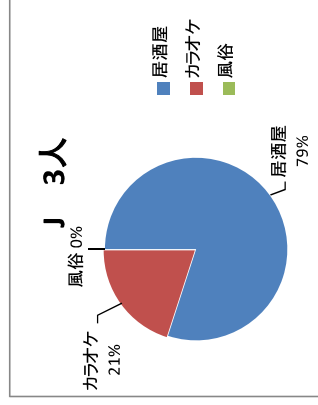
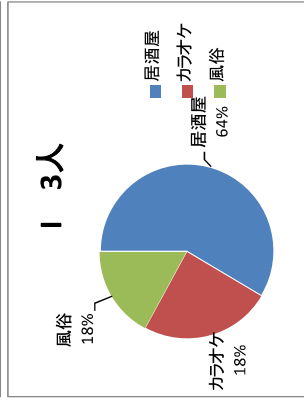
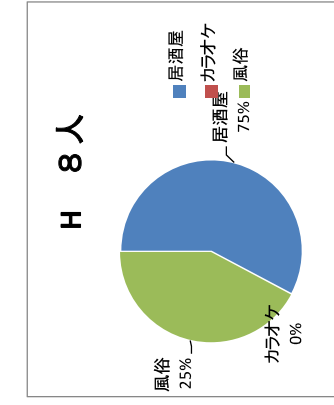
客引き行為者数調査結果1/4



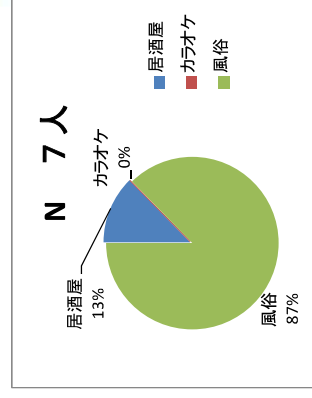
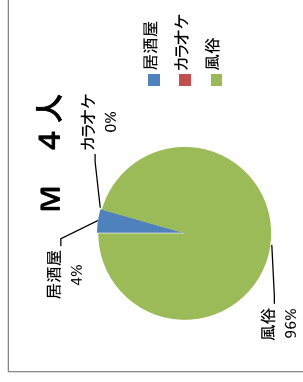
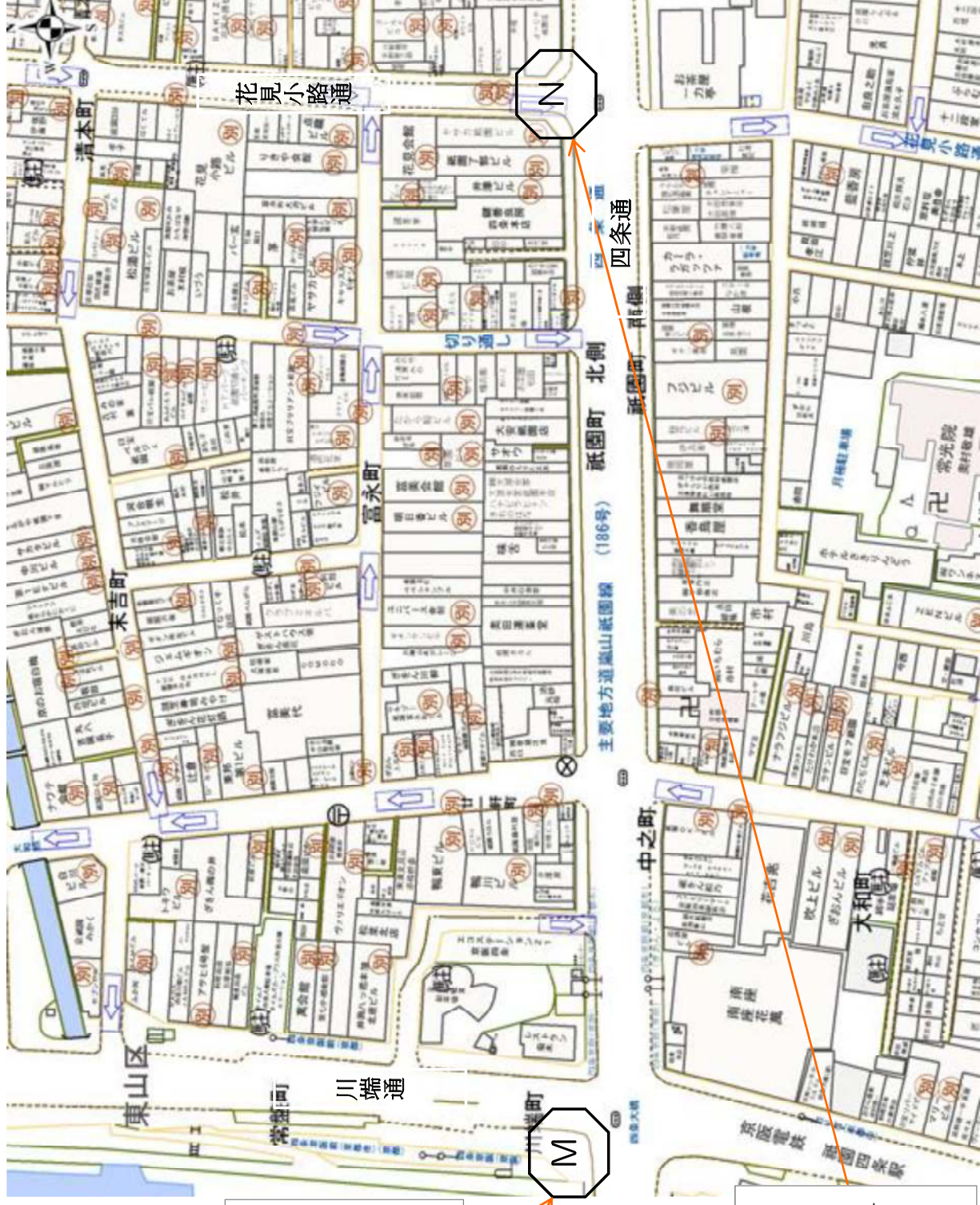
客引き行為者数調査結果2/4



客引き行為者数調査結果3/4



客引き行為者数調査結果4/4



他の政令指定都市・特別区での条例の制定及び運用の状況について

大阪市客引き行為等の適正化に関する条例

(平成 26 年 6 月 1 日から施行, 罰則部分については同年 10 月 1 日から施行)

1 条例の要点

- (1) 大阪市内全域における規制 ※ 罰則なし

次の行為を禁止

ア 客引き行為及び勧誘行為

イ 客待ち行為及び勧誘待ち行為

ウ ア,イをさせる行為

- (2) 客引き行為等適正化重点地区を指定 ※ 罰則なし

市民協働により,客引き行為等の適正化を図るための施策に重点的に取り組む必要があると認める区域を客引き行為等適正化重点地区(以下「重点地区」という。)として指定

- (3) 客引き行為等禁止区域を指定 ※ 罰則あり

重点地区の中から,特に人の通行量が多く,多数の苦情が寄せられているなど,客引き行為等の問題が深刻である道路(商店街等)の一定区域を客引き行為等禁止区域(以下「禁止区域」という。)として指定し,業種を問わず,原則として客引き行為等(「させる行為」を含む。)を禁止する。ただし,自店舗直前で行われる客引き行為等,別に規則で定めるものは規制対象外とする。

2 重点地区の指定…キタ・ミナミのエリアを面により指定 図1・図2

重点地区は,特別の罰則規定はないが,市民協働による取組を重点的に推進する必要がある地区として指定し,これまでの取組のより一層の盛り上げを図ることを目的としており,その指定に当たっては,概ね次の要件としている。

- (1) 当該地区内の商店会や居住される方々等から多数の指定の要望がある。
- (2) 客引き行為等を行う者が多数存在する。
- (3) 客引き行為等に対する苦情が多数寄せられている。
- (4) 人の通行量が多い。
- (5) これまで,当該地区の環境浄化活動等として,概ね 1 か月に 1 回程度,商店会や地域の方々による団体としての取組が行われている。

3 禁止区域の指定…キタ・ミナミの重点地区内を道路ごとに指定 図1・図2

重点地区内において、一般通行人や買い物客のほか、多くの方々が訪れる観光地等で、客引き行為等の問題が極めて深刻であるなど、禁止区域として指定する必要の認められる道路の区域を、関係する商店会や地域の方々等の意見を伺いながら指定する。

4 大阪市客引き行為等の適正化に関する条例に基づく指導状況等(平成27年3月末現在)

指導(口頭によるものは除く。)57件, 勧告3件, 命令1件, 過料処分1件

新宿区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例

(平成25年9月1日から施行)

1 条例の要点

- (1) 新宿区内全域における規制 ※ 罰則なし

次の行為を禁止

ア 客引き行為

イ 勧誘行為

ウ 客待ち行為及び勧誘待ち行為

- (2) 客引き行為等防止特定地区を指定 ※ 罰則なし

新宿区内で、客引き行為等が多いと認められる地域を「客引き行為等防止特定地区」に指定。

同地区で客引き行為等を行った者は、客引き行為等防止指導員から指導される。

2 客引き行為等防止特定地区の指定 …新宿駅周辺の町を指定

歌舞伎町1丁目・2丁目, 新宿2丁目・3丁目, 西新宿1丁目

千代田区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例

(平成26年4月1日から施行)

1 条例の要点

- (1) 千代田区内全域における規制 ※ 罰則なし

次の行為を禁止

ア 客引き行為

イ 勧誘行為

ウ 客待ち行為及び勧誘待ち行為

- (2) 客引き行為等防止重点地区を指定 ※ 命令, 公表あり

客引き行為等を防止するため特に必要があると認められる地域を「客引き行為等防止重点地区」

に指定。

重点地区では、「推進団体」を中心に、「地域ルール」に基づいた活動を行う。

2 客引き行為等防止重点地区の指定…神田地区を町ごとに指定

大田区公共の場所における客引き客待ち行為等の防止に関する条例

(平成26年7月1日から施行)

1 条例の要点

- (1) 大田区内全域における規制 ※ 罰則なし

次の行為を禁止

ア 客引き行為

イ 勧誘行為

ウ 客待ち行為及び勧誘待ち行為

- (2) 特定地区を指定 ※ 罰則あり。ただし、風俗営業に係るものに限る。

客引き行為等を防止するため特に必要があると認められる地域を「客引き客待ち行為等防止特定地区」に指定。区の指導を受けて、さらに区の警告・勧告に従わず違反行為を繰り返した場合に、氏名等の公表や過料の対象となる。

2 特定地区の指定…区域ごとに番地及び道路で指定

蒲田駅東口エリア(蒲田五丁目)、蒲田駅西口エリア(西蒲田五丁目、同七丁目、同八丁目)の一部の番地及びこれらに接する道路

墨田区客引き行為等の防止に関する条例

(平成26年12月1日から施行)

1 条例の要点

- (1) 墨田区内の全ての公共の場所における規制 ※ 罰則あり

次の行為を禁止。違反者は、指導、警告、公表及び過料の対象となる。

ア 執ような方法による客引き行為

イ ピンクちらしの配布行為等

2 重点地区等の指定

なし

渋谷区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例

(平成 26 年 12 月 1 日から施行)

1 条例の要点

- (1) 渋谷区内の全ての公共の場所における規制 ※罰則なし

次の行為を禁止

ア 客引き行為

イ 客待ち行為

ウ スカウト行為

- (2) 客引き行為等防止啓発地区を指定 ※ 公表あり

渋谷区内で、公共の場所における客引き行為等の防止を啓発するため特に必要があると認める区域を、「客引き行為等防止啓発地区」に指定。

同地区で客引き行為等を行った者は、指導、改善命令及び公表の対象となる。

2 客引き行為等防止啓発地区の指定

渋谷地区、原宿地区、恵比寿地区のそれぞれの中心部から 400メートルから500メートル程度をほぼ同心円状の面で指定

豊島区客引き行為等の防止に関する条例

(平成 27 年 4 月 1 日から施行、罰則については同年 10 月 1 日から施行)

1 条例の要点

- (1) 豊島区内全域における規制 ※ 罰則なし

次の行為を禁止

ア 客引き行為

イ 勧誘行為

ウ 客待ち行為及び勧誘待ち行為

エ 店に案内された客の立ち入らせ行為

- (2) 迷惑行為防止重点地区を指定 ※ 罰則あり

豊島区内で、客引き行為等の防止のために、特別な措置を講じる必要があると認める区域を「迷惑行為防止重点地区」に指定。

同地区で客引き行為等を行った者は、指導、警告、勧告、公表及び過料の対象となる。

2 迷惑行為防止重点地区の指定 池袋駅周辺の町を指定

東池袋1丁目・3丁目, 南池袋1丁目, 池袋1丁目・2丁目, 西池袋1丁目・3丁目, 北大塚1・2丁目,
南大塚2・3丁目, 巣鴨1丁目・2丁目・3丁目